

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第36号

坂戸浄水場ろ過池ろ過砂交換等工事の条件付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年9月7日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊藤 芳久

記

1 入札対象工事

(1) 工事名

坂戸浄水場ろ過池ろ過砂交換等工事

(2) 工事場所

坂戸浄水場

(3) 設計金額

金57,432,100円也（税込）

(4) 工期

契約締結日から令和4年3月25日まで

(5) 工事概要

坂戸浄水場ろ過池ろ過砂交換工事

アンスラサイト 23 m³

マンガン砂 78 m³

支持砂利 30 m³

坂戸浄水場2号ろ過池連通弁交換工事 φ250 ソフトシール仕切弁 1基

2 入札（開札）の日時及び場所

(1) 入札日（開札日）

令和3年10月26日（火）

(2) 入札（開札）時刻

13時30分

(3) 入札（開札）場所

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 AB会議室

（埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号）

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、開札に立ち会えない者は郵送での入札書提出も可とする。（「11 郵送での入札書等の提出方法」参照）。ただし、郵送にて入札書を提出した者については、開札への立会いに変更することを認めない。

3 入札に参加できる者の形態
単体企業とする。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 告示日から入札日までの期間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者（なお、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）であること。
- (2) 告示日から入札日までの期間に、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 告示日から入札日までの期間に、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 告示日から入札日までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 告示日から入札日までの期間に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (6) 令和3・4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、水道施設工事業の格付がB級以上に区分されている者であること、若しくは入札参加申込書の提出時において、資格者名簿に登載された水道施設工事業の業種が、入札日から1年7か月前の日以降の日（最新の審査基準日）を審査基準とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、かつ、総合評定値（P）が700以上の者であること。

5 契約の条件等

坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程及び当企業団建設工事標準請負契約約款等については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ（<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>）及び財務課管財担当において閲覧することができる。

6 設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の配布

設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の配布は、次のとおり行うものとする。

(1) 閲覧及び配布の方法

坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ (<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>) に掲載する。

ただし、水道施設の安全性確保の観点から、設計図書等における閲覧には制限を設けるものとする。

設計図書等の閲覧が出来る者は、「4 入札に参加する者に必要な資格」の要件を満たしている者とし、閲覧を希望する者は、ダウンロードしたファイルを開くためのパスワードが必要となるため、次によりパスワードの交付申請を行うこと。

ア 申請方法

坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ (<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>) に掲載した「設計図書等閲覧パスワード交付申請書」に必要事項を記入し、当該ファイルを添付した電子メールの送付をもって申請とする。

イ 申請先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団財務課管財担当

E-mail : keiyaku@sakatsuru-suido.or.jp (入札・契約関係専用)

ウ 申請期間

令和3年9月7日(火) から令和3年9月21日(火) まで(ただし、土・日・祝日を除く。)

エ 交付方法

交付申請のあった日の翌営業日までに、令和3・4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格審査申請により登録されたメールアドレス宛てにパスワードを送付する。

なお、翌営業日までに返信がない場合には財務課管財担当に連絡すること。

(2) 閲覧及び配布の期間 (ホームページ掲載期間)

令和3年9月9日(木) から令和3年9月24日(金) まで

(3) その他

ホームページが見られない等の理由により、設計図書等及び入札参加申込書等の閲覧、貸出、配布を紙で希望する場合は、事前に財務課管財担当に連絡し、指示を受けること。

7 入札参加申込

設計図書等の内容を確認した後、入札参加を希望する者は入札参加申込書に必要な書類を添付のうえ、郵送にて提出しなければならない。ただし、入札参加申込ができる者は「6 設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の配布」により設計図書等の配付を受領した者(パスワードの交付を受けた者)に限る。

また、入札保証金の免除を受けようとする者については、入札参加申込書と併せて入札保証金免除申請に必要な書類を郵送すること(「14 入札保証金の免除」参照)。

なお、設計図書等に関して質疑がある場合には、質問書を併せて郵送すること（「8 設計図書等の内容に対する質疑及び回答」参照）。

(1) 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とする。

(2) 提出期限

令和3年9月24日（金）17時15分（必着）

普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等により提出された申請書類及び期限を過ぎて到着した申請書類については、受理しないものとする。

(3) 提出先

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課管財担当

8 設計図書等の内容に対する質疑及び回答

(1) 設計図書等に関して質疑がある場合には、質問書を入札参加申込書（「7 入札参加申込」参照）と併せて郵送するものとする。なお、質問書は、「6 設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の配布」により、ホームページからダウンロードした資料内に含まれている、企業団指定の様式を使用すること。

ア 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とする。

イ 質疑提出期限

令和3年9月24日（金）17時15分（必着）

普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等により提出された申請書類及び期限を過ぎて到着した申請書類については、受理しないものとする。

ウ 提出先

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課管財担当

(2) 質疑に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法

坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎1階掲示板に掲示及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ (<http://www.sakatsuru-suido.or.jp>) に掲載する。

イ 回答掲示期間

令和3年10月12日（火）から令和3年10月26日（火）まで

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 資格審査

入札参加を希望する者の参加資格は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団条件付一般競争入札参加資格審査会が審査する。

(2) 資格の決定

入札参加希望者の資格を審査した後、その結果を全ての入札参加希望者に次に掲げる方法により通知するものとする。

ア 通知方法

令和3・4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格審査申請書に記載のあったメールアドレス宛に、電子メールを送付するものとする。

イ 通知日

令和3年10月12日（火）

ウ 注意事項

アで送付のあった結果通知は入札時に持参し（開札に立ち会えない者を除く）、受付に提示するものとする。

10 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和3年10月13日（水）午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）に財務課管財担当に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

11 郵送での入札書等の提出方法

開札に立ち会えない者の入札書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便とする。

(2) 提出期間

令和3年10月19日（火）から令和3年10月25日（月）17時15分までに、坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課管財担当に到着するように郵送すること（普通郵便、レターパック、宅急便、ファックス等により提出された入札書及び提出期間外に到着した入札書については無効とする。）。

(3) 提出先

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号
坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課管財担当

12 最低制限価格

設定する。

13 入札保証金

(1) 入札保証金は、当企業団契約事務規程第23条の規定に定めるところにより、見積もった契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額）の100分の5以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上

げた金額。)の入札保証金を次のとおり納付しなければならない。

- (2) (1)の入札保証金は、開札の終了後これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、契約締結後に還付するものとする。
- (3) (2)のただし書きの入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当することができる。
- (4) (1)の入札保証金の納付に代えて担保とすることができるものは、当企業団契約事務規程第25条及び第7条の規定による。入札保証期間は、入札日(開札日)より予定される契約締結日(令和3年11月1日(月))までの期間とする。
- (5) 入札保証金納付日時
令和3年10月26日(火)
午前8時30分から正午まで
- (6) 入札保証金納付場所
坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 2階財務課管財担当
(埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号)

14 入札保証金の免除

当企業団契約事務規程第24条の規定に該当し、入札保証金の免除を受けようとする者は、「6 設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の配布」で配布された入札保証金免除申請書に必要な添付書類を添えて、入札参加申込書と併せて企業長に申請するものとする。その結果、免除の承認を受けた者は、入札保証金を免除するものとする。

15 支払条件

- (1) 前払金
有(請負代金額の40パーセント以内とする。ただし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)
- (2) 部分払
無

16 その他

- (1) 入札参加資格審査結果通知書の交付を受けた者でも、入札を義務付けるものではない。また、入札当日までに入札参加資格に該当しなくなった者及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指名停止の措置を受けた者は、入札に参加することができない。
- (2) 入札参加者は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程、当企業団建設工事標準請負契約約款、入札心得書、設計図書及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (3) この告示に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申込書、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札保証金納付者は、入札保証金預り書を入札受付時に提示しなければならない。

ただし、郵送で入札書を提出した者についてはこの限りでない。

17 問い合わせ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団財務課管財担当

電話番号049（283）2080 内線512・513・514